

国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議
幹事会（第12回）

日時：9月22日（金）16:00～16:30

場所：法務省5階会議室

- 1 予防司法支援制度について
- 2 質疑応答

配布資料

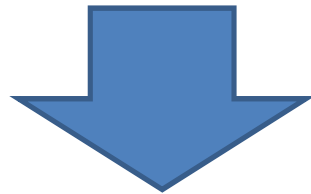
国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議
（令和5年9月22日）

国の利害に関係のある争訟等への
対応に関する関係府省庁連絡会議

令和5年9月22日

予防司法支援制度の利用による争訟等の的確な予防

- 国を相手とする訴訟が起これば、施策・措置が遅延するとともに、訴訟に関係のある国民や国の機関に多大な負担
- 国民や国の利益が害されるおそれ



施策・措置の策定段階において法的な問題点を精査し、避けられる訴訟の発生を的確に予防

予防司法支援制度

早期段階での相談

➤ 施策・措置の策定・運用を検討する段階で相談

⇒ 具体的な運用場面を想定した助言等により、法的紛争を未然に回避することが可能

訟務局における予防司法支援強化の取組

➤ 各省庁の法務支援部門との連携

- 訟務局と各法務支援部門との情報共有、連携を強化

➤ 勉強会

- 個別のテーマを設定して行政庁と課題を検討